

第2章 給料・手当等

○羽村・瑞穂地区学校給食組合管理者等の給与等に関する条例

昭和46年6月15日条例第4号

最終改正 平成23年2月21日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定により、羽村・瑞穂地区学校給食組合管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）に支給する給料、旅費及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 管理者等の給料額は、年額とし、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 管理者 130,000円

(2) 副管理者 110,000円

2 前項の給料は、毎年4月1日から翌年3月31日までを計算期間とし、その期間の中途において選挙され又は離職し、若しくは死亡したときは、その日の属する月から起算し、若しくはその日の属する月までを月割計算により支給する。この場合において、月の中途にその職についたとき、又はその職を離れたときは、その当月分の給料を当該月の現日数を基礎として日割計算により支給する。ただし、死亡によりその職を離れたときは、その当月分までの給料を支給する。

(支給時期)

第3条 第2条の給料は、毎年3月及び12月に支給する。

(旅費)

第4条 管理者等が職務のため出張したときは、別表による旅費を支給し、又はその費用を弁償する。

(支給方法)

第5条 給料及び旅費の支給方法については、一般職の職員の給与及び旅費の支給方法の例による。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年12月26日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則 (昭和52年12月19日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年6月27日条例第10号)

この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月7日条例第3号)

(施行日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

付 則 (昭和57年7月1日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和62年3月5日条例第2号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則 (平成2年3月5日条例第3号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

付 則 (平成2年6月15日条例第6号)

この条例は、平成2年7月1日から施行する。

付 則 (平成4年2月26日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成5年2月22日条例第4号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

付 則 (平成11年3月31日条例第2号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年11月16日条例第6号)

この条例は、平成18年12月1日から施行する。

付 則 (平成19年7月12日条例第2号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

2 前項の場合においては、第1条の規定による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合管理者等の給与等に関する条例第1条及び第2条並びに第3条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合管理者等の給与等に関する条例第1条及び第2条並びに第3条の規定は、なおその効力を有する。

付 則 (平成19年11月21日条例第4号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合管理者等の給与等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則 (平成23年2月21日条例第1号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表

旅 費 お よ び 費 用 弁 償

区 分	鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃 〔1キロメ ートルに つき〕	宿 泊 料 〔1泊につ き〕	食 事 料 〔1夜につ き〕
支給額	実 費	1等 実費	実 費	円 23	円 15,000	円 1,800

備考 庁用自動車を使用して出張したときは、鉄道賃及び車賃は支給しない。